

2022年11月24日

公益財団法人 日本テニス協会

スポーツ仲裁パネルによる仲裁判断について

2022年11月21日、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構におけるスポーツ仲裁パネル（仲裁人 早川吉尚氏、畑中淳子氏及び横山浩氏）は、当協会が主催する実業団対抗戦である第37回テニス日本リーグ（以下「本大会」）において、「二重の登録を参加不許可事由とする明文の規定は存在していない」等として、当協会に対し、1名の選手を2つの実業団の所属選手として登録するよう命じる判断をしました（JSAA-AP-2022-013）（以下「本仲裁判断」）。

しかし、テニスを含む、全てのスポーツの団体戦において、1名の選手を、2つ以上の対抗するチームに重複して登録することを認めれば、公正な試合運営の確保は望めません。

当協会は、団体戦において1名の選手につき複数のチームから選手登録申請がなされるといふ異例の事態に対し、公正な試合運営のための自律的な解決を模索していたところ、本仲裁判断は、法的な根拠なくその判断を示し、また、スポーツの団体戦の公正確保のための原理に背馳するものであって、極めて遺憾であり、当協会としての対応につき検討して参ります。

以上